

令和 3 年第 5 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年5月26日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第10号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について	1件
議第11号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について	1件
議第12号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議第13号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
報第9号	農地法第5条届出における公売・競売買受適格者証明願専決受理の報告について	1件
報第10号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	2件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	欠席
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	欠席
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	

11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和３年第５回農業委員会総会を開会する。本日は４番伊藤明石委員、７番右高一朋委員から欠席の連絡を受けているので１７名中１５名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第９条第１項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、６番 坂崎寛治 委員、８番 若尾武彦 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

(異議なし)

議長 本日の議題に入る。はじめに議第１０号「令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」を上程する。議第１０号について事務局より説明願う。

事務局 最初に「Ⅰ 農業委員会の状況」について。「１ 農業の概要」については農林業センサス等の情報を元に記載しており、「２ 農業委員会の現在の体制」では定数及び実数を記載している。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」では、「２ 令和２年度の目標及び実績」に記載の通り、集積目標 27.8ha に対して、32.8ha の集積実績があり、うち新規実績 6ha で目標を上回る集積がされた。集積の新規実績分は昨年 10 月に法人化した農事組合法人北小木宮農への集積によるものである。

「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」では、「２ 令和２年度の目標及び実績」に記載の通り １ 経営体の参入実績があり、目標を達成するこ

とができた。新たな参入経営体は大針町で観葉植物のポット栽培を始められた方である。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」では、「2 令和2年度の目標及び実績」に記載の通り 9.6ha の解消実績があるが、この内訳は農地として再生された分だけでなく荒廃農地化した分もあることに留意が必要。

「Ⅴ 違反転用への適切な対応」では、「2 令和2年度の実績」の通り 6.6ha あり、農地パトロール調査結果を活用して解消案件を増やす活動が必要。

「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」では、農地法第3条に基づく許可事務は年間10件、農地転用・第4条、第5条の許可事務は年間12件だった。農地所有適格法人からの報告は、有限会社甘原ええのおから報告を受けている。また情報の提供としては、賃借料情報の調査・提供等を行っている。

「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対応内容」について該当事務はなかった。

「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」については、総会の議事録はホームページで公表しており、活動計画の点検・評価についてもホームページで公表している。

議長 議第10号について、意見があれば発言願う。

16番 遊休農地に関する措置に関する評価に関連して。東栄町でも背丈が2メートルを超えるような雑草が生えている農地がある。耕作者の高齢化も進んでいる。今月、80歳の方が田んぼの草刈りをして、それを野焼きしたら身体に引火し、皮膚移植が必要なほどの大火傷を負う事故があった。今後も跡継ぎがなく遊休、荒廃化していく農地が増えていくことについて多治見市では具体的な対策はあるのか。

事務局 各地域で担い手を見つけることができれば良いと考えるが、今のところ有効な対策は無い。

議長 東委員から報告を受けて現地を見てきたが、線路近くまで火の跡が残っており、電車の運行に支障が出なかったのは幸いであった。田んぼの地面に乾いた草が残っており火の進みが速かったのかも知れない。

15番 自分は刈った草を自分の山に捨てている。そこにミミズ等がわいてイノシシが荒らしに来るが、三の倉センターに持ち込むと費用が掛かるので。そのためか、造園業者かしらないが刈った草木を自分の山に捨てられて困っている。

9 番 子供がいても農業をやる気が無く、親もさせる気が無い。農業では生活が成り立たないので、農業をやらずに荒廃する農地が増える一方だ。国の政策として農業者の所得を上げるとか交付金を出して農地を保全することをしないと今後は更に荒廃農地が増えるばかりである。

議長 こういった問題は多治見だけでなく全国的な問題である。他に発言はないか。

15 番 「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」の「2 令和2年度の目標及び実績」について。参入目標の経営体数1、面積0.1haと実績が全く同じだが、実績ありきの目標設定ではないか。

事務局 偶然によるものである。毎年、活動計画で年度当初に目標を設定しており、結果として目標と同じ数字になった。多治見市では経営体の参入は多くを見込めないため、毎年最小限の値で目標を設定している。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第10号について採決を行う。議第10号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第10号は承認することに決定する。

議長 次に、議第11号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について」を上程する。議第11号について事務局より説明願う。

事務局 農家農地等の概要では、各統計資料に基づき数字を記入している。ただし、農林業センサスは2015年度分が最新なので、前年度と同じ数字を記入している。各活動に対する課題、目標、活動計画は記載の通りで、内容的には前年度の内容を踏襲する形で記載させているので、前年度と同様の内容となっている。承認を得られれば、令和2年度の活動の点検・評価と同様、ホームページで公表することとなる。

議長 議第11号について、意見があれば発言願う。

(発言なし)

議長 発言がないので、議第 11 号について採決を行う。議第 11 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 11 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 12 号について事務局より説明願う。

事務局 1 件。

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■町■■■■番地、■■■■。譲受人、■■■■市■■町■■丁目■■■■番地、■■■■。土地は笠原町権現■■■■番■■■■、畑、0.2 m²。3 月の総会で 3 条許可の承認を受けた農地の西側境界のブロックが僅かに越境しており、今回越境分を分筆して譲渡するもの。

議長 議第 12 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

2 番 境界調整のための分筆、所有権移転であり異論はない。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 12 号について採決を行う。議第 12 号について、異論のない委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 12 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 13 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程する。議第 13 号について事務局より説明願う。

事務局 1 件。

申請番号 1 賃貸借権。賃貸人、■■■市■■町■■番地、■■■。賃借人、多治見市甘原町 506 番地の 1、株式会社山田林業。土地は甘原町井戸上■■番、畑、現況雑種地、246 m²。転用目的は貸駐車場。既に駐車場となっているため始末書提出。

議長 議第 13 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

9 番 直接聞いたわけではないが、現地を見て会社として駐車場を借りて利用した方が良くと考えてのことであり、問題はないと判断した。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 13 号について採決を行う。議第 13 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 13 号は承認することに決定する。

議長 次に報告事項に入る。報第 9 号「農地法第 5 条届出における公売・競売買受適格者証明願専決受理の報告について」を上程する。報第 9 号について事務局より説明願う。

事務局 申請人、尾張旭市庄中町 1-8-19、有限会社トータル 21。申請地は 2 筆。1 筆目、市之倉町■■丁目■■番、田、49 m²。2 筆目、■■番、田、198 m²。現在の所有者は■■町■■丁目■■番地の■■、■■■。申請者が購入した場合は、現在の建物はそのままとし、空き地には集合住宅を建設すること。なお、本所在地番については同様の案件が他に 2 件あり、6 月の総会で報告することとなる。

議長 報第 9 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

(発言なし)

議長 発言がないので報第9号の報告を終了する。

議長 次に報第 10 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 10 号について事務局より説明願う。

事務局 2 件。

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■市■■■町■-■■、■■■■
他 1 名。譲受人、東京都練馬区石神井町 2-26-11、一建設株式会社。土
地は 2 筆。喜多町 1 丁目■■番■、田、1,218 m²。■■番、田、91 m²。
2 筆合計 1,309 m²。転用目的は分譲住宅。

[illegible]

議長 報第 10 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

(発言なし)

議長　発言がなければ本日の議案については以上をもって終了する。その他、事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回の総会開催日は、6月30日水曜日の午後2時から。場所は本庁舎4階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 2 時 40 分)

事 務 局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 3 年 5 月 26 日

議事録署名

6 番

8 番

議長